

## 意 見

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年埼玉県条例第5号）の改正について、次のように意見を申し出る。

### 1 改正の内容

職員が東日本大震災以外の災害に対処するため、緊急事態応急対策実施区域その他の区域において業務に従事したときは、国の改正内容等を踏まえ、1日につき4万円を超えない範囲内の額の特殊勤務手当を特例的に支給する必要がある。

この特殊勤務手当が支給される日においては、その他の特殊勤務手当は支給しないこととする。ただし、その他の特殊勤務手当の額がこの特殊勤務手当の額を超えるときは、この限りでない。

### 2 実施時期

速やかに実施することが適当である。